

# 国民年金のお知らせ



## 【国民年金保険料は納付期限までに納めましょう】

令和5年4月分から令和6年3月分までの国民年金保険料は、月額16,520円です。保険料は、日本年金機構から送られる納付書により、金融機関・郵便局・コンビニで納めることができます。また、クレジットカードによる納付やインターネット等を利用しての納付、そして便利でお得な口座振替もあります。

日本年金機構では、国民年金保険料を納期限までに納めていただけない方に対して、電話、書面、面談により早期に納めていただくよう案内をおこなっております。

未納のまま放置されると、強制徴収の手続きによって督促を行い、指定された期限までに納付が無い場合は、延滞金が課されるだけでなく、**※納付義務のある方の財産を差し押さえる**ことがありますので、早めの納付をお願いします。

所得が少ないなど保険料の納付が困難な場合は、免除される制度や猶予される制度がありますので、町民環境課へご相談ください。

※納付義務のある方とは、被保険者本人、その配偶者及び世帯主のことをいいます。

## 【国民年金保険料免除等の申請について】

保険料が納め忘れの状態、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられなくなる場合があります。

経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度」があります。この納付猶予制度の対象者が、平成28年7月から30歳未満から**50歳未満に拡大**されています。

令和5年度の免除等の受付は令和5年7月1日から開始され、令和5年7月分から令和6年6月分までの期間を対象として審査をおこないます。

また、平成26年4月から法律が改正されて、2年1カ月前の月分まで遡及して免除申請をすることができます。失業等により保険料を納付することが経済的に困難になったものの、申請を忘れていたために未納期間を有している方等は、一度、町民環境課または年金事務所へご相談ください。

問い合わせ先 町民環境課 TEL 377-5653

## 『太陽光パネル・蓄電池』の共同購入 参加者募集中！

グループパワーで、かしこくチョイス。未来へつなぐおトクな一歩。

参加登録期間

5月16日～9月13日



みんなの  
おうちに  
太陽光

電気代高騰への対策にもなり、環境にもやさしい電気の導入を検討しませんか？5月16日より、三重県では、太陽光パネル・蓄電池をみんなでおトクに購入する共同購入の参加者の募集を開始します。「みんなのおうちに太陽光」は多くの人と一緒に安心して「太陽光パネル」や「蓄電池」を購入、設置できる共同購入キャンペーンです。さらに電気代の削減が期待でき、災害時の電気の確保にも役立ちます。



三重 みんなのおうちに太陽光

検索

<https://group-buy.jp/solar/mie/home>

無料でご視聴いただけるオンライン説明会を予定しています。  
また、専用WEBサイトや事務局への問い合わせもご活用ください！

お問い合わせ

三重 みんなのおうちに太陽光事務局

0120-728-300 (固定電話・携帯電話)

受付時間：10:00～18:00 (土・日・祝日を除く)